

全国科学博物館協議会理事会におけるインターネット等の
通信回線を使用するの審議、決議にかかる細則

平成29年2月16日 制定

第1条 この細則は、全国科学博物館協議会理事会運営規程（以下、「理事会運営規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、インターネット等の通信回線を使用するの審議、決議を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 全国科学博物館協議会理事会におけるインターネット等の通信回線を使用するの審議、決議（以下「ネット審議」という。）は、事前の電子掲示板等における意見交換又は質疑応答（以下「掲示板意見交換」という。）及び電子メールによる決議とで構成されるものとする。

第3条 ネット審議の参加者は、理事会運営規程第3条第1項に定める者（以下「役員」という。）とする。

2 掲示板意見交換には、必要に応じ、顧問及び役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第4条 ネット審議の招集については、理事会運営規程第7条の定めるところとする。

第5条 掲示板意見交換は、事務局所定の電子掲示板等をもって行う。

2 掲示板意見交換は、1週間以上の実施期間を設ける。

第6条 決議にかかる回答期限については、以下を留意し設定する。

一 回答期限は、判断に必要な時間的余裕を設ける。

二 回答受付の締切時刻を設ける。

第7条 役員は、回答期限内にメールにて審議内容の賛成及び反対の結論を事務局所定のアドレスに返信する。

2 結論の回答がない場合は、発信時にその扱いが特別に指定されていない限り棄権したもののみとする。

3 役員数から棄権を除いた有効数が3分の2以上の場合にメール審議が成立したものとみなし、有効数の過半数をもって決議とする。

4 可否同数の場合は、理事長の判断による。

5 役員ごとの結論については、特別に指定されていない限り公表しない。

第8条 本会事務局は、決議にかかる結果について、出来るだけ早急にメール審議参加者にその内容を報告する。

2 メール審議の内容及び決議の結果については、その審議があった直後の総会において会員へ報告する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日より施行する。